2006 年 5 月 19 日 株式会社日立製作所 執行役社長 古川 一夫

(コード番号:6501)

(上場取引所:東・大・名・福・札)

## 定款の一部変更に関するお知らせ

株式会社日立製作所は、定款の一部変更について第 137 回定時株主総会に下記のとおり付議する旨、2006 年 4 月 27 日にお知らせいたしましたが、別紙のとおり定款変更案の字句を修正することとしましたのでお知らせいたします。なお、内容について実質的な変更はありません。

記

- 1. 定時株主総会開催予定日 2006年6月27日
- 2. 定款の一部変更の趣旨及び目的
  - (1) 会社法において新設された制度の一部を採用するため
  - (2) 会社法施行による定款規定の削除、表現の変更、字句の修正、条文の移設、条数の整理等、全般にわたる所要の修正を行うため
- 3. 変更の内容

主な変更の内容は以下のとおりです。詳細は別紙をご参照ください。

- (1) 単元未満株主の権利制限 (変更案第9条)
- (2) 株主総会参考書類等のホームページ掲載による開示 (変更案第 14条)
- (3) やむを得ない場合に取締役全員の書面による賛成によって取締役会の決議があったものと みなす制度の新設 (変更案第22条)
- (4) 事業年度に合わせた執行役の任期の新設 (変更案第27条)

以 上

## 現行定款規定及び定款変更案対照表(下線を付した部分は変更箇所を示します。)

現行足試規足及び足試変史条約照表( <u>下縁</u> を刊した計	7月は交叉回川を小しよう。)
現行定款規定	定款变更案
第3条( <u>委員会等設置会社の定め</u> ) <u>当会社は、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律(以下「商法特例法」という。)</u> 第2章第4節に規定する特例の適用を受けるものとする。	第3条( <u>委員会設置会社</u> ) <u>当会社に、取締役会、委員会及び会計監査人並びに執行役を置く。</u>
第5条( <u>公告の方法</u> )当会社の公告は、電子公告 <u>により行う</u> 。但し、 電子公告によることができない事故その他のやむを得ない事由 が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	第5条( <u>公告方法</u> )当会社の公告 <u>方法</u> は、電子公告 <u>とする。ただし、</u> 事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をす <u>ることができない場合は</u> 、日本経済新聞に掲載して行う。
第6条(会社の発行する株式の総数)当会社の発行する株式の総数は、100億株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減じる。	第6条( <u>発行可能株式総数</u> )当会社の <u>発行可能株式総数</u> は、100億 株とする。
(新 設)	第7条(株券の発行)当会社は、株式に係る株券を発行する。
第7条(自己株式の買受け)当会社は、商法第211条ノ3第1項第 2号の規定により、取締役会の決議を以て自己株式を買い受け ることができる。	(削除)
第8条( <u>1単元の株式の数</u> 等)当会社 <u>は、</u> 1,000株 <u>を以て株式の1</u> <u>単元</u> とする。 当会社は、 <u>1単元の株式の数に満たない株式</u> に <u>かかる</u> 株券を 発行しない。	第8条( <u>単元株式数</u> 等)当会社 <u>の単元株式数は、</u> 1,000株とする。 当会社は、 <u>単元未満株式に係る</u> 株券を発行しない。
	第9条(単元未満株式についての権利)当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。
当会社の単元未満 <u>株式を有する</u> 株主 <u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u> は、その <u>所有する</u> 単元未満株式の数と併せて <u>1単元の株式の数となるべき数の株式を売り渡すことを当会社に対し請求することができる。</u>	当会社の単元未満株主は、その <u>有する</u> 単元未満株式の数と併せて <u>単元株式数となる数</u> の株式を売り渡すことを当会社に対し 請求することができる。
第 <u>9</u> 条( <u>名義書換代理人</u> ) 当会社は、 <u>株式につき名義書換代理人</u> を置く。 当会社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は、名 義書換代理人の事務取扱場所に備え置く。 第1項の名義書換代理人は、名義書換その他株式に関する事 務を代行するものとする。 前各項の規定は、社債に準用する。	第 <u>10</u> 条( <u>株主名簿管理人</u> )当会社は、 <u>株主名簿管理人</u> を置く。
第10条(株式取扱規則)当会社の <u>株券の種類並びに株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主からの届出、株券の再発行及び電磁的方法による議決権その他の</u> 株主の権利の行使等に関する <u>取扱</u> その他株式に関する <u>取扱</u> については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式取扱規則による。	第 <u>11</u> 条(株式 <u>等</u> 取扱規則)当会社の株主の権利の行使等に関する <u>取扱い</u> その他株式 <u>及び新株予約権</u> に関する <u>取扱い並びにその手数料については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会に委任された執行役が定める株式等</u> 取扱規則による。

現行定款規定	定款变更案
第11条(在外株主等の仮住所又は代理人)外国に居住する株主、質権者又はその法定代理人は、日本国内に仮住所又は代理人を定め、これを株式取扱規則に従い届け出ておかなければならない。その変更のあったときも亦同様とする。	(削除)
第12条(基準日)当会社は、毎決算期現在の株主を以て、その期の 定時株主総会で株主の権利を行使すべき株主とみなす。 前項のほか、その必要を認めたときは、取締役会の決議を以 て、予め公告して一定の日時現在の株主又は質権者を以て、その 権利を行使すべき株主又は質権者とみなすことができる。	(削除)
第13条(招集)定時株主総会は、毎決算期の翌日から3ヵ月以内に、 臨時株主総会は、臨時必要あるときに、取締役会の決議に基づき、 東京都各区内において、執行役社長がこれを招集する。執行役社 長に事故あるときは、取締役会で予め定めた順序により他の執 行役がこれに当る。	(削除)
(新 設)	第12条(定時株主総会の基準日)当会社は、毎事業年度の末日現在 の株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権 利を行使することができる株主とする。
第 <u>14</u> 条(議長)株主総会の議長は、執行役社長がこれに <u>当る</u> 。執行 役社長に事故あるときは、取締役会 <u>で予め</u> 定めた順序により他の 者がこれに <u>当る</u> 。	第 <u>13</u> 条(議長)株主総会の議長は、執行役社長がこれに <u>当たる</u> 。執 行役社長に事故あるときは、 <u>あらかじめ</u> 取締役会 <u>の決議によって</u> 定めた順序により他の者がこれに <u>当たる</u> 。
(新 設)	第14条(株主総会参考書類等のインターネット開示)当会社は、株主総会参考書類、計算書類、連結計算書類(当該連結計算書類に係る監査報告及び会計監査報告を含む。)及び事業報告に記載又は表示すべき事項に係る情報を、法令に定めるところに従いインターネット上のホームページに掲載することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第15条(議決権の代理行使)株主 <u>又はその法定代理人</u> は、 <u>代理人を以て</u> 議決権を行使することができる。 <u>但し</u> 、代理人は、当会社の議決権を行使することができる株主でなければならない。 前項の場合には、代理権を <u>証する</u> 書面を <u>予め</u> 当会社に提出しなければならない。	第15条(議決権の代理行使)株主は、 <u>代理人1名を定めて</u> 議決権を 行使することができる。 <u>ただし</u> 、代理人は、当会社の議決権を行 使することができる株主でなければならない。 前項の場合には、代理権を <u>証明する</u> 書面を <u>あらかじめ</u> 当会社 に提出しなければならない。
第16条(決議方法)株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席株主の議決権の過半数でこれを行う。 <u>商法第343条</u> に定める株主総会の決議は、 <u>総</u> 株主の議決権の3分の1以上 <u>の議決権</u> を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に <u>当る</u> 多数を <u>以てこれを</u> 行う。	第16条(決議方法)株主総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、出席 <u>した議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の過半数 <u>をもって</u> 行う。 <u>会社法第309条第2項</u> に定める株主総会の決議は、 <u>議決権を行使することができる</u> 株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上に <u>当たる</u> 多数を <u>もって</u> 行う。
第17条(議事録)株主総会の議事については、議事録を作り、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席した取締役及び執行役が記名捺印又は電子署名をして当会社に保存する。	(削除)

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
第19条(選任)取締役の選任の決議は、 <u>総</u> 株主の議決権の3分の1以上 <u>の議決権</u> を有する株主が総会に出席することを要する。 前項の決議は、累積投票によらないものとする。	第18条(選任)取締役の選任の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が総会に出席することを要する。 前項の決議は、累積投票によらないものとする。
第 <u>20</u> 条(任期)取締役の任期は、 <u>就任</u> 後1年以内 <u>の最終の決算期</u> に 関する定時株主総会終結の時 <u>に終了する。但し</u> 、他の取締役在任 中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間と する。	第19条(任期)取締役の任期は、選任後1年以内 <u>に終了する事業年度</u> に関する定時株主総会 <u>の</u> 終結の時 <u>までとする。ただし</u> 、他の取締役在任中新たに就任した取締役の任期は、他の現任取締役の残任期間とする。
第 <u>21</u> 条(取締役会の招集権者及び議長)取締役会の決議 <u>を以て</u> 、 取締役会を招集し議長となる取締役1名を定める。	第 <u>20</u> 条(取締役会の招集権者及び議長)取締役会の決議 <u>によって</u> 、 取締役会を招集し議長となる取締役1名を定める。
第 <u>22</u> 条(取締役会の招集)取締役会の招集通知は、 <u>各取締役に対し会日より</u> 1週間前に発するものとする。 <u>但し</u> 、緊急の <u>とき</u> は、これを短縮し <u>3日前</u> に発することができる。	第21条(取締役会の招集)取締役会の招集通知は、 <u>取締役会の日の</u> 1週間前 <u>までに各取締役に対して</u> 発するものとする。 <u>ただし、</u> 緊急の <u>場合に</u> は、これを短縮し <u>前日まで</u> に発することができる。
(新設)	第22条(取締役会の決議の省略)取締役会の決議の目的事項の提案 について、決議に参加することのできる取締役の全員が書面又は 電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決 する旨の取締役会の決議があったものとみなす。
第23条(取締役の責任免除)当会社は、取締役会の決議 <u>を以て、商法特例法第21条の17第1項の規定による</u> 取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。 当会社は、社外取締役との間で、その取締役の <u>商法特例法第</u> 21条の17第1項の規定による責任につき、同条第5項が準用する <u>商法第266条第19項各号に定める金額</u> の合計額を限度とする契約を締結することができる。	第23条(取締役の責任免除)当会社は、取締役会の決議 <u>によって</u> 、会社法第423条第1項の取締役(取締役であった者を含む。)の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。当会社は、社外取締役との間で、その取締役の会社法第423条第1項の責任につき、会社法第425条第1項各号の額の合計額を限度とする契約を締結することができる。
第25条(委員会)当会社に、指名委員会、監査委員会及び報酬委員会を置く。	(削除)
第 <u>26</u> 条 (条文省略)	第 <u>25</u> 条 (条文省略)
第 <u>27</u> 条(員数)取締役会の決議 <u>を以て</u> 、当会社に執行役40名以内を 置く。	第 <u>26</u> 条(員数)取締役会の決議 <u>によって</u> 、当会社に執行役40名以内 を置く。
第28条(任期)執行役の任期は、 <u>就任</u> 後1年以内 <u>の最終の決算期に</u> 関する定時株主総会の終結した後最初に開催される取締役会の 終結の時に終了する。但し、他の執行役在任中新たに就任した執 行役の任期は、他の現任執行役の残任期間とする。	第 <u>27</u> 条(任期)執行役の任期は、 <u>選任</u> 後 1 年以内 <u>に終了する事業年</u> 度の末日までとする。
第 <u>29</u> 条(執行役社長)取締役会の決議 <u>を以て</u> 、執行役社長1名を定める。 <u>但し</u> 、執行役社長は代表執行役でなければならない。	第 <u>28</u> 条(執行役社長)取締役会の決議 <u>によって</u> 、執行役社長1名を 定める。 <u>ただし</u> 、執行役社長は代表執行役でなければならない。
第 <u>30</u> 条(執行役の責任免除)当会社は、取締役会の決議 <u>を以て、商</u> 法特例法第21条の17第 1 項の規定による 執行役の責任につき、法 令の定める限度内で免除することができる。	第 <u>29</u> 条(執行役の責任免除)当会社は、取締役会の決議 <u>によって</u> 、 会社法第423条第1項の執行役(執行役であった者を含む。) の責 任につき、法令の定める限度内で免除することができる。
第 <u>31</u> 条(相談役)取締役会の決議 <u>を以て</u> 、当会社に相談役を置くことができる。	第 <u>30</u> 条(相談役)取締役会の決議 <u>によって</u> 、当会社に相談役を置く ことができる。
第32条(決算期)当会社の決算期は、毎年3月末日とする。	第 <u>31</u> 条( <u>事業年度</u> ) 当会社の <u>事業年度</u> は、 <u>毎年4月1日から翌年3</u> 月末日までとする。

現 行 定 款 規 定	定 款 変 更 案
(新設)	第32条(剰余金の配当及び自己の株式の取得)当会社は、会社法第 459条第1項各号に掲げる事項について、法令に別段の定めがあ る場合を除き、株主総会の決議にはよらず、取締役会の決議に よって定めることができる。
第33条(利益配当)利益配当金は、毎決算期現在の株主又は登録質権者に対し支払う。 前項の配当金が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は、支払の義務を免れるものとする。 第34条(中間配当)当会社は、毎年9月末日現在の株主又は登録質権者に対し、取締役会の決議により、商法第293条/5に定める金銭の分配をすることができる。	第33条(剰余金の配当の基準日等)当会社は、毎年3月末日又は9月末日現在の株主又は登録株式質権者に対し剰余金の配当を行う。 前項に定める場合のほか、基準日を定め、剰余金の配当をすることができる。 利余金の配当が、その支払開始の日から満3年以内に受領されないときは、当会社は、支払いの義務を免れるものとする。
附 則 第 1 条(取締役の責任免除に関する経過措置)当会社は、取締役会 の決議 <u>を以て</u> 、平成15年 3 月決算期に関する定時株主総会終結前 の商法第266条第 1 項第 5 号の行為に関する取締役の責任につ き、法令の定める限度内で免除することができる。	附 則 第1条(取締役の責任免除に関する経過措置)当会社は、取締役会の決議 <u>によって、</u> 平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律による 改正前の商法(以下「旧商法」という。)第266条第1項第5号の 行為に関する取締役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。
第2条(監査役の責任免除に関する経過措置)当会社は、取締役会の決議 <u>を以て</u> 、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の監査役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。	第2条(監査役の責任免除に関する経過措置)当会社は、取締役会の決議によって、平成15年3月決算期に関する定時株主総会終結前の旧商法に基づく監査役の責任につき、法令の定める限度内で免除することができる。

以 上

このニュースリリースにおける将来予測に関する情報は、当社が現時点で合理的であると判断する一定の前提に基づいています。このため、実際の結果と大きく異なったり、予告なしに変更され、検索日と情報が異なる可能性もありますので、あらかじめご了承下さい。

\_\_\_\_\_\_